

## 知床国立公園のヒグマに関する自然公園法第 37 条の数値基準 (著しい接近及びつきまとい) について

知床国立公園では、ヒグマに関する自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号に掲げる行為（著しい接近及びつきまとい）の具体的な数値基準を新たに策定し、利用者への指導を行っています。

令和 5 年 10 月 13 日（金）から、ヒグマへの著しい接近は距離 30m 未満、つきまといは距離 50m 未満が、自然公園法に基づく規制の対象となりました。

### 1. 背景

知床国立公園では、ヒグマに対する餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為によりヒグマの人慣れが助長されて問題個体を生じさせ、公園利用者に対してつきまといや威嚇等を行い、その結果として遊歩道が閉鎖されるなど、国立公園の利用に支障を及ぼす事例が多数発生してきました。令和 4 年 4 月の改正自然公園法の施行を受け、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為として、餌付け、著しい接近及びつきまといが規制対象となっていました。具体的な数値基準は策定されていませんでした。

このたび、知床国立公園管理計画書を改訂して、著しい接近及びつきまといに関する具体的な数値基準を策定したため、令和 5 年 10 月 13 日（金）から、この数値基準に基づいて利用者への指導を行っています。

### 2. 自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の具体的な数値基準

著しい接近：ヒグマとの離隔距離が 30 メートル未満となるまで接近すること

つきまとい：ヒグマとの離隔距離を 50 メートル未満に保ち、つきまとうこと

※環境省職員の中止指示に従わず、これらの行為をやめない場合には自然公園法違反となり、30 万円以下の罰金が科される場合があります。

### 3. 改訂後の対応

環境省、斜里警察署、知床財団の三者合同で巡視を実施。

場所：岩尾別温泉に向かう町道の入口及び岩尾別橋周辺道路

主な状況：

- ◆数値基準を策定した翌日（10月13日）マスコミへの記者発表を行った。
- ◆数値基準策定前後には定期的に巡視を行なったが、ヒグマは確認されないことが多く、その際は、待機しているカメラマンに声かけ、チラシ配布を実施。
- ◆10月22日の事例：岩尾別橋から見て下流側にヒグマ1頭が出現しており、サケを捕食していた。周辺道路に路上駐車があり、橋上からヒグマを撮影している人が20名程度いるのを確認。  
レーザー距離計測器で計測したところ、人とヒグマの距離が50m以上であったため、法37条に基づく中止指示は行わず、警察による路上駐車への立ち退き指導を行った。
- ◆今年度の巡視では、中止指示を行った事例はなかった。
- ◆来年度からも継続的に巡視を実施していく予定。



路上駐車による渋滞の発生



巡視地点

(参考)知床国立公園管理計画書より抜粋

(6) 自然公園法 37 条第 1 項第 3 号に基づき規制する行為

知床国立公園においては、ヒグマに対する餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為によりヒグマの慣れが助長されて問題個体を生じさせ、その結果としてヒグマによる公園利用者へのつきまとい及び威嚇行動、車両への接近及び接触、公園利用者の荷物等の収奪、道路に留まることによる渋滞の発生、歩道をはじめとする利用施設の閉鎖等、国立公園の利用に支障を及ぼす事例が多数発生している。このため知床国立公園では、人とヒグマとの離隔距離について、少なくとも 50m を超える距離を確保するよう指導する。

また、知床国立公園の特別地域（特別保護地区を含む。）において、自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号及び同法施行令第 6 条並びに「国立公園における利用のための規制取扱要領」（令和 4 年 4 月 1 日環自国発第 2204014 号自然環境局長通知）の定めるところに基づき、みだりに行うことを規制している「野生動物に餌を与えること」及び「野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」は、具体的には以下の行為とし、当該行為については、自然公園法第 37 条第 2 項に基づき、やめるべきことを指示することができるものとする。

本事項は行政手続法第 2 条第 8 号ハに規定する処分基準である。

- ・ヒグマに餌を与えること（食料品の入ったリュックサックや釣りによってとった魚をその場に放置するなど、結果としてヒグマに餌を与えることになることが予測される行為を含む。）
- ・ヒグマとの離隔距離が 30m 未満となるまで接近すること
- ・ヒグマとの離隔距離を 50m 未満に保ち、つきまとうこと

上記の行為のうち、以下の場合には「みだりに行うこと」には該当しないため、自然公園法 37 条第 1 項の規制から除外する。

- ・意図せずヒグマとの離隔距離が 30m 未満となるまで接近し、又は 50m 未満に保たれた状態となったが、そのことに気づいて直ちに退避行動を行うなど、故意に行われたものでない場合
- ・住民及び公園利用者の安全確保を目的として行われる場合
- ・鳥獣被害の防止又は希少種の保護管理、学術研究その他公益上の目的として行われる場合